

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社社員資格取得等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款（以下「定款」という。）第6条及び第10条に規定する社員資格取得及び退社の手続き等について必要な事項を定める。

(社員資格取得の手続き)

第2条 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）の社員資格を取得しようとする者（以下「入会申込者」という。）は、理事長に入会申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の入会申込に対しては、定款第6条の規定に基づき理事会において可否を決定する。

3 理事長は、前項の決定がなされた場合は、入会承認通知書（様式第2号）又は入会不承認通知書（様式第3号）により、入会申込者に通知しなければならない。

(社員名簿)

第3条 入会者は、公社の管理する社員名簿に登録する。

2 前条第1項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該社員は、登録事項変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

(入会金)

第4条 入会申込者は、第2条第3項の規定に基づく決定通知を受けた場合は、定款第7条に規定する入会金を支払わなければならない。

2 入会金は、第2条第3項の通知を受けた日から30日以内に納入しなければならない。

3 第1項の入会金は、定款第8条の規定に基づき返還しない。

(退社等の手続き)

第5条 社員が退社しようとするときは、理事長に退社届（様式第5号）を提出しなければならない。

2 前項の退社届が提出された場合は、社員名簿の登録を抹消する。

3 定款第11条及び第12条の規定により、退社届の提出以外の事由により社員資格を喪失した場合、前項の規定に準じて社員名簿の登録を抹消する。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

2 この規程の施行の際現に社団法人福島県林業公社定款第6条の規定に基づく社員であったものは、第2条の規定に基づく社員資格取得の手続きを経た社員とみなす。

3 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年6月2日法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

様式第1号

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社入会申込書

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款第6条第1項の規定に基づき、入会の申込みをいたします。

記

- 1 入会希望年月日 平成 年 月 日
- 2 入会に際しての誓約
入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、社員総会及び理事会の決定に従います。
- 3 添付書類

平成 年 月 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

理事長 ○○ ○○ 様

申込者 住 所
 団 体 名
 代 表 者 印

(電 話)
(F A X)
(事務担当者 職・氏名)

様式第2号

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社入会承認通知書

貴団体は、本公社の社員として入会が認められましたので通知いたします。

記

- 1 入会年月日 平成 年 月 日
- 2 入会金 100,000円を平成 年 月 日までに下記口座に納入してください。
- 3 振込口座 ○○銀行○○支店 普通 ○○○○
公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 理事長 ○○○○

平成 年 月 日

(団体名)

(代表者)

様

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

理事長 ○○ ○○ 印

様式第3号

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社入会不承認通知書

貴団体は、本公社の社員として入会が認められませんでしたので通知いたします。

記

(不承認理由)

平成 年 月 日

(団体名)

(代表者)

様

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

理事長 ○○ ○○ 印

様式第4号

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社登録事項変更届

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款第13条の規定に基づき、届出いたします。

記

1 変更年月日 平成 年 月 日

2 変更事由

(変更前)

(変更後)

平成 年 月 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

理事長 ○○ ○○ 様

申込者 住 所

代表者

印

様式第5号

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社退社届

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社定款第10条の規定に基づき、届出いたします。

記

1 退社予定年月日 平成 年 月 日

2 退社事由（任意記載）

平成 年 月 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社

理事長 ○○ ○○ 様

申込者 住 所

代表者

印